松江市PTA連合会 表彰規程

第1条 目的

会員のPTAに対する永年の取り組みを称え、感謝の思いを表すと共に、会員の益々の発展を期するため、表彰規程を設ける。

第2条 表彰区分および対象者

表彰区分、および対象者は以下のとおりとする。

- ・団体表彰 本会加盟の単位 P T A
- ・感謝状 本連合会に対して、功績のあった団体または個人
- ・特別顕彰 本会加盟の単位 P T A で、統合等により組織および名称等が改廃 となることかつ本連合会に対して功績のあった団体

第3条 表彰の方法

表彰は、以下の方法による。

- 表彰状の授与
- ・感謝状の贈呈
- ・記念品の贈呈

第4条 選考の方法および基準

表彰者の選考は以下の基準により、常任理事会を選考委員会として行うものとする。

- ・団体表彰については、前年度までの活動内容がすぐれ、過去3年以内に表彰を受けていない単位PTAのうち、その所属するブロックの推薦があるもの
- ・感謝状については、本連合会において会長、副会長を通算3期以上務めたもの、 および単位PTA、ブロックから推薦のあった個人のうち、選考委員会で、適当 と認められたもの
- ・特別顕彰等については第2条の条文を基準と定め、選考委員会において協議する こととする
- ・そのほか、選考委員会で協議の上、明らかな功績があると認められたもの

第5条 選考、表彰の時期

推薦の取りまとめ、選考、表彰の時期は以下のとおりとする。

- ・団体、個人のブロック推薦については、11月初旬に受付を開始し、同月中旬を締め切りとする。
- ・選考委員会は、11月より開催し、翌2月末までに表彰団体および個人を決定する。その後、選考委員会(案)として理事会に報告し理事会において議決を得る。
- ・表彰は年度当初の定期総会において実施する。また、特別顕彰ほか期日が限定されているものについては、年度末までに行うものとする。

第6条 規程の改廃

本規程の改廃については、理事会で協議、採決し、総会で報告する。

附 **則** 本規程は、平成18年 1月22日より施行する。 本規程は、令和 2年12月 2日より施行する。